

## ●規程改正の概要

要　旨	山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正に鑑み、地方独立行政法人山梨県立病院機構修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する。
内　容	<p>1 改正する規程 地方独立行政法人山梨県立病院機構修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 高齢者部分休業の取消事由に「高齢者部分休業の申請理由が消滅した場合であって、職員から高齢者部分休業の承認の取消の申出があったとき」を加える。</p> <p>(2) (1)に伴う規定の整備</p>
施行期日	平成30年4月1日から施行する。

# 地方独立行政法人山梨県立病院機構修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程 新旧対照表

新	旧
(修学部分休業中の給与)	(修学部分休業中の給与)
第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程(平成22年規程第13号)第4条の規定にかかる、その勤務しない1時間につき給料の月額(給料の調整額を含む。)及びこれに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当並びに特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該勤務の日属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の現日数から当該年度の地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成22年規程第16号。以下この条_____において「勤務時間等規程」という。)に規定する週休日又は国民の祝日にに関する法律による休日若しくは年末始の休日である日の数を差し引いたものに7.75を乗じたもの(勤務時間等規程第2条第5項に規定する職員にあっては、その者の1週間当たりの平均勤務時間を5で除して得た数)で除して得た額を減額して給与を支給する。	
(高齢者部分休業の承認等)	(高齢者部分休業の承認等)
第5条 略	第5条 略
2・3 略	2・3 略
4 理事長は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下この項及び次項並びに	4 理事長は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下この項及び次項並びに

<p>第8条第1項において同じ。)の延長の申出があつた場合で業務の運営に支障がないと認めるとときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。</p> <p>5・6 略</p>	<p>第8条において同じ。)の延長の申出があつた場合で業務の運営に支障がないと認めるとときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。</p> <p>(高齢者部分休業の承認の取消し等)</p>	<p>第8条 理事長は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となつた場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。</p> <p>2 理事長は、職員が要介護者(勤務時間等規程第19条第1項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)の介護をするために高齢者部分休業をしている場合において、当該要介護者が死亡し、又は介護施設等に入所したことにより当該高齢者部分休業の申請理由が消滅したときであって、当該職員から当該高齢者部分休業の承認の取消しの申し出があつたときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すものとする。</p>
---	--	--